

## 令和2年 第35回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年6月9日(火) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員(16人)
4. 欠席委員(3人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
  - 議案第58号 農地法第3条の許可申請について (5件)
  - 議案第59号 農地法第5条第1項の許可申請について (3件)
  - 議案第60号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (5件)
  - 議案第61号 農地中間管理事業に係る「農地利用集積計画」の決定及び「農地利用配分計画(素案)」への意見について (14件)
7. 農業委員会事務局職員(3人)

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

おはようございます。定刻になりましたので皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。只今から第35回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員の出席は16名です。〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんから欠席の連絡をいただいております。定足数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。それでは、開会にあたり会長よりご挨拶を頂きます。

### ○会長

皆さま、おはようございます。農繁期でまだまだ忙しい時期が続く中、ご参加頂きありがとうございます。近頃はコロナの影響も大分落ち着いてきたかと思えます。最近では、国や県には色々な支援制度がございますので、皆様におかれましては今一度制度を確認していただき、地域の必要としている方々に紹介していただければと思います。我々の任期も7月までであり、これからハードなスケジュールとなってくると思いますが、あと少しの間よろしくお願い致します。それでは、本日もご審議よろしく申し上げます。

### ○事務局長

ありがとうございました。それでは会議規則第4条の規定によりまして、審議の進行を会長にお願い致します。

### ○議長（会長）

それでは、議事録署名人の指名についてですが、本日は、〇番 〇〇委員さん、〇番 〇〇委員さん、よろしく申し上げます。さっそくですが、議案審議に入ったらと思います。本日は27件の議案があります。慎重な審議をお願い致します。では、まず議案第58号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明願います。

### ○事務局

それでは、議案第58号、農地法第3条の許可申請について説明します。

1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番、田、1, 242㎡、〇〇番、田、77㎡。合計2筆で合計面積は1, 319㎡です。譲受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は、所有権移転の売買です。作付作物は米です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ、耕うん機を保有しております。労働力は、本人、妻で、常時2人です。耕作面積は、7, 714㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

### ○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

6 ページをご覧ください。○○番の下には譲受人の○○さんの農地があります。○○番へは通り道がなく、○○さんの土地を通らなければならないため、これまで○○さんが耕作をしておりました。そこで譲渡人から、耕作者である○○さんに買って欲しいとお話があったようです。また、○○番の農地は、逆に○○さんの農地に入る道がないことから、今回の話し合いで併せて購入することになったようです。以上、ご審議をお願いします。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番から5番は借受人が同一ですので、一括で事務局より説明願います。

○事務局

2番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○番、田、1, 372㎡です。権利内容は、使用貸借権の設定10年です。作付作物は、苺、米、里芋です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、動力噴霧器をリースいたします。労働力は、常時、本人1人です。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響は、特に支障ありません。

続きまして、3番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○番、田、1, 161㎡です。権利内容は、賃借権の設定10年です。以下は先程の2番と同じ内容です。

続きまして、4番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○番、田、1, 119㎡です。権利内容は、使用貸借権の設定10年です。以下は2番と同じ内容です。

続きまして、5番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○番、田、368㎡です。権利内容は、使用貸借権の設定10年です。以下は2番と同じ内容です。借受人の○○さんは、東温市では新規就農ということで、5月26日13時10分から○○委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しております。別紙1をご覧ください。農地法第3条第2項の該当の有無について確認しております。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、確認結果と致しまして、実家が農業を営んでいること、また、農業大学を卒業していることから基本的な技術や知識は習得済みである。農機具については、トラクター、田植え機、コンバイン、動力噴霧器等、必要なものを家族から借り受けるとのこと。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、該当ありません。第3号、信託の引受の禁止

ですが、該当ありません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、常時一人、本人で、専業農家として行います。第5号、下限面積制限ですが、田、4,020㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、該当ありません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、家族の補助を受けながら栽培を行っていき、祖母、叔母、地元農家の方からの助言も合わせて技術の向上を目指すとのこと。また、農道、水路等の維持管理作業や農業の維持発展に関する話し合い活動等にも参加するとのこと。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さん、お願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。場所は7ページの2番から5番になります。彼は今年の春に農業大学を卒業したばかりであり、東温市でこれから農業をやっていきたいということです。メインは苺の施設栽培です。地図の2番の場所で育苗を行い、3番、4番の場所にハウスを建てる予定です。5番の場所では里芋を栽培する予定とのこと。彼は真面目な人柄なので、今後、地域の担い手になってくれることを期待しております。皆さん、ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員から説明がございましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第59号農地法第5条第1項の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第59号農地法第5条第1項の許可申請について。

6番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん、〇〇さん。土地は、〇〇番、畑、1,088㎡、〇〇番、畑、2,006㎡。合計2筆で、合計面積は3,094㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は個人住宅と作業場です。権利内容は所有権の移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さん、お願いします。

○委員 〇〇委員

地図で8ページをご覧ください。〇〇ダムの南側になりますが、ここで焼き物を作られるようです。特に問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

面積はおよそ3,000㎡ということですが、作業場はこんなに広いのですか。

○事務局

申請地の面積は3,000㎡程となりますが、一部は法面ということで、実際に使える面積は1,700㎡程度となります。また、砥部焼をされておりますので、乾かすスペース等として作業場が必要ということです。

○議長（会長）

他に何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番の説明をお願いします。

○事務局

7番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番、田、733㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地ということで、水道管、下水道管、ガス管の内2種類以上が埋設されている道路の沿道で、容易にこれらの便益を享受でき、且つ、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、都市公園などの公共公益的施設があることから第3種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は自動車修理工場です。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんが欠席のため、事務局より説明をお願いします。

○事務局

まず9ページをご覧ください。場所は〇〇号線と〇〇鉄道の高架が交わる所の南になります。貸付人の〇〇さんと借受人の〇〇さんは親子でございまして、借受人は貸付人の長男になります。借受人は〇〇の倉庫を借りて自動車修理工場を営んでおりますが、倉庫が手狭になったことから、〇〇さんの農地を借り受けて、自動車修理工場を建設するということです。転用はやむを得ないものと判断します。以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番ですが、〇〇委員さんご本人の案件となりますので、一時退室をお願いします。

（ 〇〇委員 退室 ）

それでは事務局より8番の説明をお願いします。

○事務局

8番 貸付人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん、持分2分の1、〇〇さん、持分2分の1。土地は、〇〇番、田、264㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地ということで、特定土地改良等施行地の農地の区域内にある農地という理由から第1種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は必要。令和元年10月9日、第27回委員会で除外意見の決定をしております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、第27回委員会で除外意見の決定をしておりますが、それ以降に何かございましたら、事務局より報告をお願いします。

○事務局

地図は10ページです。貸付人の〇〇さんと借受人の〇〇さんは親子であり、借受人は貸付人の次女になります。〇〇さんは日頃から父親の農業を手伝っており、今後も農業に携わっていくとのことで、父の所有する農地を借り受け、分家住宅を夫婦で建築するものです。特に問題は無いかと考えております。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

( 意見 ・ 質問 なし )

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。

( ○○委員 入室 )

続きまして議案第60号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題とします。事務局より説明願います。

#### ○事務局

議案第60号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。今回は軽微な変更ですが、軽微な変更とは、土地1筆の面積が200㎡未満の農地を農用地区域から除外する手続きで、農業用施設用地で自己所有地に自己のための農業用施設を設置する場合が該当します。

9番 所有者、申出者、共に ○○ ○○さん。土地は、○○番の一部です。地目は田、面積は287㎡の内30㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれにも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は農業用車両置場。開発許可は不要。転用許可も不要です。以上です。

#### ○議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、この件につきまして、地元、○○委員さん、確認結果の報告をお願いします。

#### ○委員 ○○委員

11ページをご覧ください。○○さんの家がありまして、その前側にトラクターを入れる道が欲しいということで申出がありました。現状ではトラクターが少しはみ出てしまうので、入口を拡張したいとのこと。以上です。ご審議よろしくをお願いします。

#### ○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

( 意見 ・ 質問 なし )

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続いて、農用地区域からの除外です。10番から12番は申出者が同一であるので、一括で説明をお願いします。

#### ○事務局

10番 所有者 ○○ ○○さん、申出者 ○○ ○○さん、○○さん。土地は、○○番、田、122㎡、○○番、田、43㎡。合計2筆で合計面積は165㎡です。都市

計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地ということで、水道管、下水道管、ガスの内2種類以上が埋設されている道路の沿道で、容易にこれらの便益を享受でき、且つ、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、都市公園などの公共公益的施設があることから第3種農地と判断されます。転用目的は分家住宅です。開発許可は必要。転用許可も必要です。

続きまして、11番 所有者 ○○ ○○さん、申出者 ○○ ○○さん、○○さん。土地は、○○番、田、243㎡。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。転用目的は分家住宅です。開発許可は必要。転用許可も必要です。

続きまして、12番、これは軽微な変更となります。所有者、申出者、共に ○○ ○○さん。土地は、○○番、田、5.09㎡、○○番、田、32㎡、合計2筆で合計面積は37.09㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。転用目的は農業用倉庫。開発許可は不要、転用許可も不要です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんお願いします。

○委員 東委員

地図12ページを開いてください。まず10番ですが、○○さんは次女で現在1歳の長男がおりますが、親元へ帰り、近くで生活したいとのこと。11番について、○○さんは長女ですが、○○さんと同じく1歳の子供がおりますので、同じく近くで生活したいとのこと。12番ですが、○○年にお父さんが亡くなられた際に、一括で農業を譲渡されましたが、その中に農業用倉庫がありまして、場所が2筆にかかっておりますので、この機会に併せて変更をしたいとのこと。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今、○○委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、13番について事務局より説明願います。

○事務局

13番 所有者 ○○ ○○さん、申出者 ○○ ○○さん。土地、○○番の一部、田、296㎡の内14㎡。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地ということで概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地という理由から、第1種農地と判断されます。転用目的は、農家住宅のための進入路です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さん、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんは鉄工所を営んでおりますが、住所地である〇〇から毎日通うのは大変であり、ご自身が農業も行っているので、農家住宅を希望されているそうです、しかし、その場所は道路からの入口がないので、進入路を確保したいとのことでした。ご審議をお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

その農家住宅は既に建っているのですか？

○事務局

〇〇さんは既存の農家住宅を購入される予定です。農家住宅を建て替える場合には、建築基準法による進入路が必要となりますので、進入路を作るための除外申請が出ております。今回の申請は建築基準法の要件をクリアするための手続きとなります。

○議長（会長）

他に何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第61号、農地中間管理機構に係る農地利用集積計画書について事務局より説明をお願いします。

○事務局

この事業は、農地中間管理機構が土地所有者と借受者の間に入って貸付を行う事業であり、要件によって国から協力金が出る仕組みになっております。機構が借受を行うにあたり、権利取得を行います。その際、市の作成する「農用地利用集積計画」決定の公告を要することとされております。また、機構が農用地利用配分計画を作成するにあたり、市に農用地利用配分計画（素案）の作成を求めることとされており、その際に農業委員会の意見を求めることとされております。今回、以下の所有者、借受希望者より、中間管理事業による農地の賃貸借を行いたいとの申請がありましたので、審査をお願いします。

貸付者、1番 〇〇さん、2番 〇〇さん、3番 〇〇さんの農地に対して、借受者が〇〇さんです。4番 〇〇さん、5番 〇〇さん、6番 〇〇さんの農地に対して、

借受者が〇〇さんです。7番 〇〇さんの農地に対して、借受者が〇〇さんです。8番 〇〇さん、9番 〇〇さん、10番 〇〇さん、11番 〇〇さん、12番 〇〇さん、13番 〇〇さんの農地を〇〇さんが借り受けます。また、中間管理権を設定している農地の借受者を変更したいという申出がありました。旧借受者が〇〇さん、新借受者が〇〇さんとなります。15ページから明細となります。上段は〇〇さんの農地です。所在は、〇〇番、田、606㎡、〇〇番、田、1,268㎡、〇〇番、田、1,983㎡、〇〇番、田、1,669㎡、〇〇番、田、793㎡となります。下段は〇〇さんの農地です。所在が〇〇番、田、752㎡、〇〇番、田、1,135㎡となっております。16ページをご覧ください。〇〇さんの農地です。所在は〇〇番、田、1,605㎡、〇〇番、田、1,316㎡です。〇〇番、田、422㎡、〇〇番、田、1,145㎡です。これらの農地を17ページ下段、〇〇さんが借り受けて耕作をする予定となっております。次の18ページにそれらの農地の地図が載っております。続きまして、19ページの上段です。〇〇さんの農地です。所在が〇〇番、田、1,200㎡、〇〇番、田、1,032㎡、〇〇番、田、1,989㎡です。次、下段が〇〇さんの農地です。所在が、〇〇番、田、1,329㎡となっております。続いて20ページ、〇〇さんの農地です。所在は、〇〇番、田、1,109㎡、〇〇番、田、424㎡、〇〇番、田、1,268㎡です。これらの農地を21ページ下段、〇〇さんが耕作をする予定となっております。22ページに地図が載っております。続きまして、23ページです。〇〇さんの農地です。所在は、〇〇番、田、379㎡、〇〇番、田、828㎡、〇〇番、田、916㎡、〇〇番、田、830㎡、〇〇番、田、982㎡、〇〇番、田、1,998㎡、〇〇番、田、999㎡、〇〇番、田、952㎡、〇〇番、田、747㎡、〇〇番、田、943㎡、〇〇番、田、957㎡です。24ページをご覧ください。この農地を下段、〇〇さんが借り受けて耕作する予定となっております。25ページに地図がございます。続きまして26ページ上段、〇〇さんの農地です。所在は、〇〇番、田、1,323㎡、〇〇番、田、870㎡です。下段が〇〇さんの農地です。所在は〇〇番、田、1,877㎡です。27ページの上段、〇〇さんの農地です。〇〇番、田、515㎡です。下段が〇〇さんの農地です。所在は〇〇番、田、404㎡、〇〇番、田、713㎡です。続いて28ページの上段、〇〇さんの農地です。所在は〇〇番、田、1,736㎡です。下段は〇〇さんの農地です。所在は〇〇番、田、2,158㎡です。29ページの下段、〇〇さんがこれらの農地を借り受けて耕作する予定となっております。30ページに地図があります。31ページをご覧ください。借受者の変更です。下段、〇〇さんから〇〇さんへの権利移転の届出が出ております。32ページに場所の地図があります。この農地は中間管理で借り受けておりましたが、〇〇さんが諸事情で転出することになりましたので、〇〇さんに変更するということです。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

耕作者は認定農業者でないといけないと伺っておりましたが、〇〇さんは認定農業者でしょうか？

○事務局

〇〇さんは認定農業者ではありませんが、人・農地プランの中心経営体となることが見込まれております。認定農業者であることが基本ですが、届出の際に人・農地プランの中心経営体となる見込みがある場合も認めております。

○議長（会長）

他に何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。